

## 17 安全（危険物等）

### 17-1 法令により規定されている危険物等

#### 17-1-1 消防法

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項により規定されている危険物を表 17-1-1-1 に示す。

表 17-1-1-1(1) 消防法により規定されている危険物

類別	性質	参照	No.	品名	参照
第一類	酸化性固体	※1	1	塩素酸塩類	
			2	過塩素酸塩類	
			3	無機過酸化物	
			4	亜塩素酸塩類	
			5	臭素酸塩類	
			6	硝酸塩類	
			7	よう素酸塩類	
			8	過マンガン酸塩類	
			9	重クロム酸塩類	
			10	その他のもので政令で定めるもの	
			11	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
第二類	可燃性固体	※2	1	硫化りん	※4
			2	赤りん	※4
			3	硫黄	※4
			4	鉄粉	※3 ※4
			5	金属粉	※5
			6	マグネシウム	※6
			7	その他のもので政令で定めるもの	
			8	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	※6
			9	引火性固体	※7
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	※8	1	カリウム	※9
			2	ナトリウム	※9
			3	アルキルアルミニウム	※9
			4	アルキルリチウム	※9
			5	黄りん	※9
			6	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属	
			7	有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）	
			8	金属の水素化物	
			9	金属のりん化物	
			10	カルシウム又はアルミニウムの炭化物	
			11	その他のもので政令で定めるもの	
			12	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	
第四類	引火性液体	※10	1	特殊引火物	※11
			2	第一石油類	※12
			3	アルコール類	※13
			4	第二石油類	※14
			5	第三石油類	※15
			6	第四石油類	※16
			7	動植物油類	※17
第五類	自己反応性物質	※18	1	有機過酸化物	
			2	硝酸エステル類	
			3	ニトロ化合物	
			4	ニトロソ化合物	
			5	アゾ化合物	

表 17-1-1-1(2) 消防法により規定されている危険物

類別	性質	参照	No.	品名	参照
第五類	自己反応性物質	※18	6	ジアゾ化合物	
			7	ヒドラジンの誘導体	
			8	ヒドロキシルアミン	
			9	ヒドロキシルアミン塩類	
			10	その他のもので政令で定めるもの	
			11	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	※19
第六類	酸化性液体	※20	1	過塩素酸	
			2	過酸化水素	
			3	硝酸	
			4	その他のもので政令で定めるもの	
			5	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	

- ※1 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※2 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※3 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※4 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※5 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※6 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※7 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。
- ※8 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※9 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※10 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※11 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。
- ※12 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。
- ※13 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※14 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※15 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※16 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※17 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

- ※18 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※19 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- ※20 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状であることを示すものであることをいう。
- ※21 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

資料：消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項

表 17-1-1-1(3) 消防法により規定されている危険物の指定数量

類別	特徴	品名	指定数量
第一類	酸化性固体	物質の中に酸素を大量に含有しているため、熱等による分解で激しい燃焼を起こす危険性を有する固体。 塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硫酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの これらを含有するもの	1種 50kg 2種 300kg 3種 1,000kg
第二類	可燃性固体	硫化りん	100kg
		赤りん	100kg
		硫黄	100kg
		鉄粉	500kg
		金属粉 マグネシウム その他政令で定めるもの これらを含有するもの	1種 100kg 2種 500kg
		引火性固体	1,000kg
第三類	自然発火性物質・禁水性物質	カリウム	10kg
		ナトリウム	10kg
		アルキルアルミニウム	10kg
		アルキルリチウム	10kg
		黄りん	20kg
		アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く） 及びアルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他政令で定めるもの これらを含有するもの	1種 10kg 2種 50kg 3種 300kg
		特殊引火物	50L
		第一石油類（非水溶性液体）	200L
		第一石油類（水溶性液体）	400L
		アルコール類	400L
第四類	引火性液体	第二石油類（非水溶性液体）	1,000L
		第二石油類（水溶性液体）	2,000L
		第三石油類（非水溶性液体）	2,000L
		第三石油類（水溶性液体）	4,000L
		第四石油類	6,000L
		動植物油類	10,000L

表 17-1-1-1 (4) 消防法により規定されている危険物の指定数量

類別	特徴	品名	指定数量
第五類	自己反応性物質 加熱等で自己反応し易く、燃焼速度も速い。衝撃によって爆発しやすい物質。	有機化合物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他政令で定めるもの これらを含むもの	1種 10kg 2種 100kg
第六類	酸化性が強く可燃物と接触して発火させる液体。	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他政令で定めるもの これらを含むもの	300kg

### 17-1-2 高圧ガス保安法

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定される高圧ガスを表 17-1-2-1 に示す。

表 17-1-2-1 高圧ガス保安法により規定されている高圧ガス

ガスの種類	ガスの状態
圧縮ガス	常用の温度で圧力が 1MPa (メガパスカル) 以上になるもので、現に 1MPa 以上のもの。35℃で 1MPa 以上となるもの。
圧縮アセチレンガス	常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上になるもので、現に 0.2MPa 以上のもの。15℃で 0.2MPa 以上となるもの。
液化ガス	常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上になるもので、現に 0.2MPa 以上のもの。0.2MPa となる場合の温度が 35℃以下であるもの。
その他の液化ガス（液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン）	35℃で 0MPa を超えるもの（つまりこれらの物質は、圧力がどの状態でも（たとえ圧力がゼロに限りなく近くても）高圧ガスに定義される）。

資料：高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条

### 17-1-3 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定される毒物、劇物及び特定毒物を表 17-1-3-1 に示す。

表 17-1-3-1(1) 毒物及び劇物取締法により規定されている毒物、劇物及び特定毒物

種別	No.	名称
毒物	1	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)
	2	黄燐
	3	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
	4	オクタメチルピロホスホルアミド (別名シユラーダン)
	5	クラレー
	6	四アルキル鉛
	7	シアン化水素
	8	シアン化ナトリウム
	9	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)
	10	ジニトロクレゾール
	11	二・四―ジニトロ―六― (一―メチル・プロピル) ―フェノール
	12	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)
	13	ジメチル― (ジエチルアミド― ―クロルクロトニル) ―ホスフェイト
	14	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)
	15	水銀
	16	セレン
	17	チオセミカルバジド
	18	テトラエチルピロホスフェイト (別名TE P P)
	19	ニコチン
	20	ニツケルカルボニル
	21	砒素
	22	弗化水素
	23	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン (別名エンドリン)
	24	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
	25	モノフルオール酢酸
	26	モノフルオール酢酸アミド
	27	硫化燐
	28	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの
劇物	1	アクリルニトリル
	2	アクロレイン
	3	アニリン
	4	アンモニア
	5	二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン)
	6	エチル―N― (ジエチルジチオホスホリールアセチル) ―N―メチルカルバメート
	7	エチレンクロルヒドリン
	8	塩化水素
	9	塩化第一水銀
	10	過酸化水素
	11	過酸化ナトリウム
	12	過酸化尿素
	13	カリウム
	14	カリウムナトリウム合金
	15	クレゾール
	16	クロルエチル
	17	クロルスルホン酸
	18	クロルピクリン
	19	クロルメチル
	20	クロロホルム
	21	硅弗化水素酸

表 17-1-3-1(2) 毒物及び劇物取締法により規定されている毒物、劇物及び特定毒物

種別	No.	名称
劇物	22	シアン酸ナトリウム
	23	ジエチル—四—クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
	24	ジエチル—(二・四—ジクロルフェニル)—チオホスフェイト
	25	ジエチル—二・五—ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
	26	四塩化炭素
	27	シクロヘキシミド
	28	ジクロル酢酸
	29	ジクロルブチン
	30	二・三—ジ—(ジエチルジチオホスホロ)—パラジオキサン
	31	二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノール
	32	二・四—ジニトロ—六—(一—メチルプロピル)—フェニルアセテート
	33	二・四—ジニトロ—六—メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
	34	二・二—ジピリジリウム—一・一—エチレンジプロミド
	35	一・二—ジブロムエタン(別名EDB)
	36	ジブロムクロルプロパン(別名DBCP)
	37	三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四—ニトロアゾベンゼン
	38	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
	39	ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)
	40	ジメチル—二・二—ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)
	41	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
	42	ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
	43	ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
	44	ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルホスフェイト
	45	ジメチル—(N—メチルカルバミルメチル)—ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
	46	ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフェイト
	47	ジメチル硫酸
	48	重クロム酸
	49	蔞酸
	50	臭素
	51	硝酸
	52	硝酸タリウム
	53	水酸化カリウム
	54	水酸化ナトリウム
	55	スルホナール
	56	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
	57	トリエタノールアンモニウム—二・四—ジニトロ—六—(一—メチルプロピル)—フェノラート
	58	トリクロル酢酸
	59	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
	60	トリチオシクロヘプタジエン—三・四・六・七—テトラニトリル
	61	トルイジン
	62	ナトリウム
	63	ニトロベンゼン
	64	二硫化炭素
	65	発煙硫酸
	66	パラトルイレンジアミン
	67	パラフェニレンジアミン
	68	ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
	69	ヒドロキシルアミン
	70	フェノール
	71	ブラストサイジンS

表 17-1-3-1 (3) 毒物及び劇物取締法により規定されている毒物、劇物及び特定毒物

種別	No.	名称
劇物	72	ブロムエチル
	73	ブロム水素
	74	ブロムメチル
	75	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名デイルドリン)
	76	一・二・三・四・五・六ヘキサクロルシクロヘキサン (別名リンデン)
	77	ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン (別名アルドリン)
	78	ベタナフトール
	79	一・四・五・六・七ペンタクロル一三 a・四・七・七 a テトラヒドロ一四・七一 (八・八ージクロルメタノ) 一インデン (別名ヘプタクロール)
	80	ペンタクロルフェノール (別名 P C P)
	81	ホルムアルデヒド
	82	無水クロム酸
	83	メタノール
	84	メチルスルホナール
	85	N—メチル—一—ナフチルカルバメート
	86	モノクロル酢酸
	87	沃化水素
	88	沃素
	89	硫酸
	90	硫酸タリウム
	91	燐化亜鉛
	92	ロダン酢酸エチル
	93	ロテノン
	94	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの
	特定毒物	1
2		四アルキル鉛
3		ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
4		ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
5		ジメチル— (ジエチルアミド—一—クロルクロトニル) —ホスフェイト
6		ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
7		テトラエチルピロホスフェイト
8		モノフルオール酢酸
9		モノフルオール酢酸アミド
10		前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

資料：毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条